

重要な
お知らせ

「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」を施行します。

要保存

民法改正（2017年5月成立、2020年4月1日施行）により、【約款】を整備することに伴い、「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」についても整備が必要となりました。共同購入事業約款の整備と同様に日本生協連学協部会、学協部会九州ブロック協議会と連携してこの課題にとりくみ、下記のとおり「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」が12月2日理事会で承認決定されましたのでお知らせいたします。なお、施行日（効力の発生日）は、2020年3月31日といたします。

（目的）

第1条 福岡県学校生活協同組合（以下、「学校生協」という。）の組合員及びその家族が、学校生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めると共に、利用代金支払いに関しても以下のとおり定める。

（利用できる事業の範囲）

第2条 定款第6条第1項に定める組合員は、学校生協が実施する全ての事業、学校生協が指定商社契約を結んだ指定商社（以下、指定商社）、及び提携契約を結んだ提携店（以下、提携店）を利用することができる。

2. 定款第6条第2項に定める組合員が利用できる事業の範囲は、学校生協が、別途「手続のご案内 退職する組合員のみさまへ」に定めるものとする。

3. 定款第6条第3項に定める組合員が利用できる範囲は、定款第6条第2項に定める組合員が利用できる事業の範囲に準じるものとする。

（利用限度額）

第3条 定款第6条第1項組合員の一回あたりの利用限度額を30万円（税別、分割手数料別）とする。ただし、現金扱い・住宅事業（ハウジング、リフォーム）・巡回サービスの取扱商品及びサービスを利用する場合は、除くものとする。

2. 分割購入合計の限度額が本条の定めを超えるときには、学校生協は、組合員への供給を見送ることができるものとする。

3. 組合員が直接指定店（指定商社）または提携店と決済する場合には、本条の規定は適用しない。

4. 学校生協カード（JCBカード、ETCカード）および学校生協給油カードでの利用限度額は、月40万円（税別）とし、利用限度額の拡大は学校生協と事前協議の上、発行元の規定に定める金額までとする。家族カードについても同様とする。

5. この規則に定める限度額を超える利用を必要とする特別の事情がある場合には別途事前の協議を行う。

（支払方法）

第4条 定款第6条第1項及び第2項の組合員の利用代金支払い、及び家族カードの利用代金支払いは、原則として月ごとの支払い及びボーナス月払い（7月・12月）とし、組合員が指定登録した口座からの口座振替とする。期末勤勉手当（ボーナス）のみによる支払いは、一括払いあるいは分割払い（最高4回まで）で支払うことができる。ただし、分割払いで支払う場合は未払い金を均等に分割し端数を1回目に加算することとする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。

2. 口座振替取扱い金融機関及び各金融機関の口座振替日は下記の通り。

金融機関名	月払い 口座振替日	7月ボーナス払い 口座振替日	12月ボーナス払い 口座振替日
福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行	毎月22日 ※休業日の場合は、翌営業日	7月3日 ※休業日の場合は、翌営業日	12月13日 ※休業日の場合は、翌営業日
九州労働金庫 筑邦銀行 信金中央金庫 JAバンク ゆうちょ銀行	毎月25日 ※休業日の場合は、翌営業日	7月3日 ※休業日の場合は、翌営業日	12月13日 ※休業日の場合は、翌営業日

3. 分割払いの方法は、本規則第6条（分割払い）及び第7条（分割手数料）に定める方法とする。

4. ボーナスのみによる分割払いの方法は、本規則第7条（分割手数料）2項に定める方法とする。また、ボーナスのみによる分割払いの場合は、原則として早期完済等支払い方法の変更は認めない。

5. 学校生協提携店で住宅等の利用に際しては、当該提携店と直接決済することができる。

（支払回数）

第5条 支払回数は、原則として1回払いとするが、学校生協の了解を得た場合は分割で支払うことができる。

（分割払い）

第6条 分割で支払う場合は、本規則第7条（分割手数料）の回数に定めるところによるものとし、1回あたりの支払金額は原則5,000円以上とする。なお、分割手数料は組合員負担とする。

2. ボーナス（賞与）月として、7月と12月の支払いは別途設定することができるが、月々の支払方法を変更することはできない。

3. 組合員が支払期限前に早期完済を希望した場合には、完済月に、請求残額と払い戻し手数料を相殺して請求する。なお、払い戻し手数料は、下記の計算方法にて算出するものとする。ただし、5回以内に完済した場合には、分割手数料は0とする。

$(N-n) \times C = \text{払い戻し手数料率}$

税込価格×払い戻し手数料率=払い戻し手数料

【N:当初分割回数 n:n回目に完済 C:分割手数料率】

例) 当初分割回数12回で、6回目に完済した場合の払い戻し手数料率
 $(12-6) \times 0.004 = 0.024$
したがって、払い戻し手数料は、税込価格×0.024

（分割手数料）

第7条 分割は下記所定の回数（月数）及び手数料率にて定めるとおりとする。

回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回
手数料率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.024	0.028	0.032	0.036	0.040	0.044	0.048
回数	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回	22回	23回	24回
手数料率	0.052	0.056	0.060	0.064	0.068	0.072	0.076	0.080	0.084	0.088	0.092	0.096

2. ボーナスのみによる支払いの分割は下記所定の回数及び手数料率にて定めるとおりとする。

回数	1回	2回	3回	4回
手数料率	利用日から第1回までの月数-5) × 0.0004	利用日から第2回までの月数-5) × 0.0004	利用日から第3回までの月数-5) × 0.0004	利用日から第4回までの月数-5) × 0.0004

（配達送料）

第8条 配送業者による配送については配送業者の定める料金、週配事業については別途定める料金を組合員が負担する。

（債権譲渡の承諾）

第9条 組合員は、指定商社または提携店にて利用した場合、その代金債権が、学校生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

（換金、転売等の目的外利用の禁止）

第10条 組合員及びその家族は、商品等を換金し転売する等、学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

（支払義務）

第11条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有するものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、学校生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。また、組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は学校生協に移転され留保されるものとする。

2. ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお2ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。

3. 利用代金が所定の期日を越えてなお2ヶ月にわたって入金されないときには、学校生協は、次回請求時より本規則第17条に定める遅延損害金を加算することができるものとする。

4. 学校生協を窓口とする団体契約及び団体扱い、集団扱いの保険料が、所定の期日を超えて入金されないときには、保険会社の約款を適用して手続きを行うものとする。

（期限の利益の喪失）

第12条 組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、学校生協からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

（事業の利用停止）

第13条 本規則第3条（利用限度額）の定め違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができるものとする。

2. 本規則第10条（換金、転売等の目的外利用）の事実が認められた場合、その他学校生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。

3. 本規則第11条（支払義務）第1項の定め違反する場合には、学校生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

（事業の利用停止の解除）

第14条 本規則第13条（事業の利用停止）に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、学校生協は、諸般の事情を検討した上で、事業の利用の停止を解除することができる。

（請求金額の確認）

第15条 組合員は、請求金額の確認を、マイページの請求明細（利用明細）にて行うものとする。

2. 組合員は、マイページを登録するものとし、学校生協は、原則、請求明細（利用明細）書（A4・ハガキ）を発行しないものとする。

3. 請求明細（利用明細）書（A4・ハガキ）の発行を希望する組合員は、1回あたり発行手数料200円（消費税別途加算）を負担するものとする。

4. 組合員は、請求明細に疑義のある場合は遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

（再請求手数料）

第16条 学校生協は、組合員の利用代金が、所定の期日を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。

2. 前項に定める再請求手数料は、1回あたり200円（消費税込み）とする。

3. 前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

（遅延損害金）

第17条 本規則第11条（支払義務）第3項に定める遅延損害金の率は、年率14.6%を上限として適用することができる。ただし、本規則第16条による再請求手数料があった場合は、当該手数料分の額を控除するものとする。

遅延損害金=遅延額（未払残高）×遅延損害金利率÷365日×遅延日数

（組合員資格喪失時の支払方法）

第18条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して弁済しなければならない。

（連帯保証人及び返済計画書）

第19条 本規則第4条（支払方法）、第5条（支払回数）、第6条（分割払い）、第11条（支払義務）に定める支払い方法を履行できないと学校生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

（除名）

第20条 この規則に定める支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第12条（除名）の定めによって総代会の議決によって組合員を学校生協から除名することができる。

（協議解決）

第21条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

（合意管轄）

第22条 この規則に関わる一切の訴訟については、学校生協本部事務所の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（周知）

第23条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。

①組合員への配付（機関紙等）
②ホームページへの記載
③事務所で掲示
④その他の学校生協が定める適切な方法

（本規則の変更）

第24条 学校生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他学校生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規則を変更することができる。

2. 第1項の場合、学校生協は、この規則を変更する旨、変更後の規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知するものとする。

3. この規則の変更および廃止は、理事会の決議にて行う。

附則

この規則は、2020年3月31日から施行する。